

令和6年度事業計画

新型コロナウイルス感染症の行動制限が完全に撤廃され外出機会の復活やインバウンド需要の拡大などにより個人消費が活発化するなか、ウクライナ情勢や中東での新たな争い、米中対立などの不安定な国際情勢、エネルギーや食料価格の高騰、企業の人手不足や急速な少子高齢化などから、国内経済は先行き予測が難しい状況にあります。

LPガスは、人口減少、ガス機器の高効率化、省エネ指向の高まりなどから国内での消費量が年々減少傾向にありますが、LPガスの輸入が中東から北米へ移行したことにより、LPガス調達の地政学的リスクが低下したことや、近年自然災害が頻発する中、災害時におけるエネルギー供給の「最後の砦」であることから、LPガスへの期待度が高まっています。

一方、商慣行是正に向けて国の審議会で議論され、液石法の省令改正が行われることとなりました。LPガスがお客様から選ばれ続けるエネルギーとなるためには、過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、お客様への料金情報の提供の3つの方策を成し遂げなければなりません。

LPガスは県民生活に欠かせないエネルギーです。社会インフラを支える役割をしっかりと果たし、県・市町村、県協会支部、中核充填所等が連携し、防災体制の強化を図りつつ県協会の基本活動である保安の確保と安定供給、取引の適正化など、次に掲げる事項を重要課題として事業を展開する。

1. LPガス消費者保安事業

販売事業者セミナーの開催、LPガス安全教室事業の取り組み、高圧ガス防災訓練への参加、LPガス安心サポート推進運動への取り組み、消費者保安月間事業、高圧ガス保安大会への参加、LPガス放置容器の回収事業、地震等災害時に備えるために必要な事業、県や市町村の防災会議等への参加、県市町村との災害時防災協定に伴う支援体制の整備、災害対応型中核充填所等との災害時石油ガス供給連携計画の実施支援、充填事業所に対する業界の自主保安検査の実施、コロナウイルス・インフルエンザ等の

感染症蔓延時における継続供給の対応、支部認定保安機関調査員登録事業など、LPガスに関する一連の保安対策事業を一般社団法人の公益目的事業（継続事業）として実施する。

2. LPガススタンド保安事業

LPガススタンド従事者の保安技術の向上、事故の未然防止を目的に「保安講習会」を開催するとともに、LPガススタンド利用者及び周辺住民の信頼を得ること及びLPガススタンド施設の保安管理の維持向上を図るため「接客態度ならびにスタンド施設美化向上運動（美化コンクール）」の実施など、一般社団法人の公益目的事業（継続事業）として実施する。

3. LPガスお客様相談事業（国庫補助事業）

石油ガス流通合理化対策事業費補助事業に応募し、お客様からの相談対応や、ガスの点検や集金を装い高齢者から現金をだまし取る悪質な犯罪の注意喚起など、埼玉県LPガスお客様相談センター事業を一般社団法人の公益目的事業（継続事業）として実施する。

4. LPガスの取引の適正化の推進

LPガスがお客様から選ばれ続けるエネルギーとなるため、会員事業者へ商慣行是正に向けた液石法の省令改正の周知徹底を図り、LPガスの取引の適正化の推進に取り組む。

また、県協会と似通った名称を用いての営業活動や、悪質な訪問勧誘も依然として続いていることから、公正、公平な競争環境の整備とお客様との信頼関係の強化のために必要な事業を実施する。

5. 新LPガスの「あ・か・さ・た・な」

新LPガスの「あ・か・さ・た・な」を展開し、お客様にLPガスの良さをアピールしていく。それぞれの頭文字で、あ：安全・安心LPガス、か：環境に優しいLPガス、さ：災害時にも強いLPガス、た：頼りになる店LPガス、な：納得の料金LPガスです。

2050年までに温室効果ガスの実質ゼロを目指すカーボンニュートラ

ル宣言がなされたが、L Pガスは地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量が他の化石燃料に比べて少なく、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる重要なエネルギーであり、低炭素、脱炭素社会へ向けてカーボンニュートラルに関する情報を収集・周知し、より一層の省エネ器具の普及促進など、L Pガス事業者が実行可能な対策から取り組んでいくこととする。

6. 協会運営の合理化並びに財務体質の健全化

オンライン会議や電子メール等の活用などDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、会員事業者の時間の効率的活用及び諸経費の節約を行うと共に、生産性の向上を図るものとする。

これまで県協会では運営の合理化や諸経費の削減に努めてきたが、財源の根幹である会費収入について、現行の会費規程では会員事業所の統廃合などによる会員数の減少にともない年々減収となっている。また、高压ガス関係の講習会が段階的にオンライン講習に移行されることから、講習関係の収益も減収となる。健全な協会運営のために財務体質の改善に向けた検討を行う。

7. 安全・安心な街づくりへの協力活動

日常業務に使用する車両等に防犯ステッカー貼付するなどの防犯パトロール活動の実施や、お客様宅での不審な点やガスの使用量等の異変に気付いた場合は電話や訪問にて確認を行い、必要に応じて関係機関と連絡調整を図るなど、「安全・安心な街づくり」に街とくらしを支える地域エネルギー事業者として協力する。

8. 埼玉県L Pガス青年委員会事業

全国青年部代表者会議への参加や支部青年委員会との連携のため、青年委員会の自主的な活動を支援する。

9. 広報活動

ホームページを充実強化し会員及びお客様にL Pガス関係の情報提供を

積極的に実施する。

10. 受託事業

・ 高圧ガス保安協会液化石油ガス教育事務所

高圧ガス関係の講習会は、段階的にオンデマンド方式（インターネット経由で動画を配信する方式）によるオンライン講習に移行し、令和6年度からは令和5年度まで対面で行っていた「保安業務員講習」と「液化石油ガス設備士第2・第3講習」もオンライン講習に移行となる。

なお、インターネット利用環境がない方のオンライン講習以外での受講方法については、映像集合教育として引き続き県協会で行う。

・ 高圧ガス保安協会埼玉県液化石油ガス設備士試験事務所

筆記試験：令和6年11月10日（日）

技能試験：令和6年12月 1日（日）

・ 一般財団法人全国LPガス保安共済事業団埼玉県支部

LPガス事業者等賠償責任保険・各種特約保険

11. 官庁ならびに関係団体等との協力

埼玉県、高圧ガス関係団体等の指導と協力を得て必要な事業を行う。LPガス料金の消費者負担を軽減するために実施中の「埼玉県LPガス料金負担軽減事業」の実績報告が本年5月末日となっているので、引き続き会員事業者への周知や情報提供などの協力をする。

なお、埼玉県では、災害時における必要な組織及び関係機関が連携する体制の構築（埼玉県版FEMA）を行っていることから、県協会も参加協力を行うと共に、市町村・消防・警察・水道などの関係機関にLPガスの啓発を行い、併せて、県協会防災体制の改善、強化を行っていくこととする。